

延岡市木造住宅耐震改修総合支援事業補助金交付要綱

平成 23 年7月1日
改正 平成 24 年4月2日
改正 平成 25 年4月1日
改正 平成 26 年4月1日
改正 平成 28 年4月1日
改正 平成 28 年 10 月 31 日
改正 平成 29 年4月1日
改正 令和元年7月 22 日
改正 令和2年3月 19 日
改正 令和3年3月 25 日
改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 大地震における木造住宅の被害を軽減するため、延岡市木造住宅耐震改修総合支援事業に要する費用の一部を補助するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震基準木造住宅 昭和 56 年5月 31 日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断士 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の3の規定により宮崎県知事(以下この条において「知事」という。)が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事が行う木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、知事が登録した者をいう。
- (3) 耐震診断 知事が定めた宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、耐震診断士が行う旧耐震基準木造住宅の耐震性能に関する診断をいう。
- (4) 耐震補強設計 耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画(上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)を 1.0 以上にするものをいう。)で、その耐震性能を財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満である建築物を評点が 1.0 以上のものとするため、耐震補強設計(地盤・基礎の総合評価に注意事項がないものに限る。次号において同じ。)に基づき行う改修工事をいう。ただし、原則として耐震上有効な工事以外の改修や増築等に係る工事は含まないこととする。
- (6) 段階的耐震改修工事 次に掲げる工事をいう。ただし、原則として耐震上有効な工事以外の改修

や増築等に係る工事は含まないこととする。

ア 第一段階耐震改修工事 耐震診断の結果、評点が0.7未満である建築物を評点が0.7以上1.0未満のものとするため、耐震補強設計に基づき行う改修工事をいう。

イ 第二段階耐震改修工事 第一段階耐震改修工事の完了後、評点を1.0以上とする改修工事をいう。

(7) 除却工事 耐震診断の結果、評点が1.0未満である建築物の全てを取り除く工事をいう。

(8) 除却工事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第21条第1項の登録を受けた解体工事業者をいう。

(9) 建替え工事 耐震診断の結果、評点が1.0未満である建築物の全てを除却し、当該地において住宅の建替えを行う工事をいう。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却工事及び建替え工事とする。ただし、上部構造評点を過剰に上げる耐震改修工事及び段階的耐震改修工事は対象外とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前項の補助対象事業に係る経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)のうち、次に掲げるものとする。

(1) 耐震補強箇所及びその最小限の影響部分に係る耐震改修に実際に要した工事費及び諸経費

(2) 除却工事及び建替え工事に要した工事費及び諸経費

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助対象事業のうち、耐震改修工事の補助金の額は、1棟ごとに、補助対象経費に5分の4を乗じた額又は1,200,000円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。

2 補助対象事業のうち、第一段階耐震改修工事の補助金の額は、1棟ごとに、補助対象経費に5分の4を乗じた額又は720,000円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。

3 補助対象事業のうち、第二段階耐震改修工事の補助金の額は、1棟ごとに、補助対象経費に5分の4を乗じた額又は480,000円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。

4 補助対象事業のうち、除却工事の補助金の額は、1棟ごとに、補助対象経費の100分の23の額又は460,000円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。

5 補助対象事業のうち、建替え工事の補助金の額は、1棟ごとに、補助対象経費の100分の23の額又は575,000円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。

(補助木造住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす木造住宅(以下「補

助対象木造住宅」という。)とする。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 旧耐震基準木造住宅であること。
- (3) 住宅を主たる用途(店舗等の用途を兼ねる木造住宅(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。)を含む。)とすること。
- (4) 階数が2以下であること。
- (5) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法による木造住宅であること。
- (6) 国土交通大臣の特別な認定を受けた工法による木造住宅でないこと。
- (7) 明らかな建築基準法(昭和25年法律第201号)の違反建築物でない木造住宅であること。ただし、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に際し、是正する場合並びに除却工事又は建替え工事をする場合を除く。
- (8) 耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却工事及び建替え工事に未着手であること。
- (9) 既にこの要綱による同種の補助金の交付を受けている住宅でないこと。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象木造住宅の所有者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該補助対象木造住宅に居住している者又は補助対象事業完了後1年以内に当該補助対象木造住宅に居住する見込みがある者。ただし、補助対象事業が除却工事である場合においては、当該補助対象木造住宅に居住している者で、事業完了後に速やかに耐震性が確保された建築物に居住する見込みがあるものとし、補助対象事業が建替え工事である場合においては、当該補助対象木造住宅に居住している者で、事業完了後当該地において新築された住宅に居住する見込みがあるものとする。
 - (2) 1親等の親族が当該補助対象木造住宅に居住している者又は1親等の親族が補助対象事業完了後1年以内に当該補助対象木造住宅に居住する見込みがある者。ただし、補助対象事業が除却工事である場合においては、1親等の親族が当該補助対象木造住宅に居住している者で、事業完了後に速やかに耐震性が確保された建築物に居住する見込みがあるものとし、補助対象事業が建替え工事である場合においては、1親等の親族が当該補助対象木造住宅に居住している者で、事業完了後当該地において新築された住宅に居住する見込みがあるものとする。
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助の必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 市税等を滞納している者(補助対象者と生計を同一にする者が滞納している場合を含む。)
 - (2) 延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業を行う補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事をする場合

- ア 事業計画書(様式第2号)
 - イ 耐震改修工事をする補助対象木造住宅の位置図
 - ウ 補助対象木造住宅の建設時期のわかる公的機関が発行した書類の写し
 - エ 耐震診断計算書の写し(補強設計案)
 - オ 耐震改修工事の内容を示す平面図等
 - カ 耐震改修工事箇所の詳細図
 - キ 耐震改修工事の内訳書の写し
 - ク 誓約書(様式第3号)
 - ケ 補助対象木造住宅に居住していない場合にあつては、事業完了後についての誓約書(様式第4号)
 - コ 代理人による申請の場合にあつては、委任状(様式第5号)
 - サ 耐震改修工事の工事監理をする耐震診断士登録証の写し
 - シ 第6条第1項第2号に該当する場合にあつては、補助対象木造住宅の所有者と居住者の親族関係が分かる書類
 - ス その他市長が必要と認める書類
- (2) 段階的耐震改修工事をする場合
- ア 事業計画書(様式第2号の2)
 - イ 段階的耐震改修工事をする補助対象木造住宅の位置図
 - ウ 補助対象木造住宅の建設時期のわかる公的機関が発行した書類の写し
 - エ 耐震診断計算書の写し(補強設計案)
 - オ 段階的耐震改修工事の内容を示す平面図等
 - カ 段階的耐震改修工事箇所の詳細図
 - キ 段階的耐震改修工事の内訳書の写し
 - ク 誓約書(様式第3号)
 - ケ 補助対象木造住宅に居住していない場合にあつては、事業完了後についての誓約書(様式第4号)
 - コ 耐震改修工事を段階的に実施する理由書及び誓約書(様式第6号)
 - サ 代理人による申請の場合にあつては、委任状(様式第5号)
 - シ 耐震改修工事の工事監理をする耐震診断士登録証の写し
 - ス 第6条第1項第2号に該当する場合にあつては、補助対象木造住宅の所有者と居住者の親族関係が分かる書類
 - セ その他市長が必要と認める書類
- (3) 除却工事をする場合
- ア 事業計画書(様式第2号の3)
 - イ 除却工事をする補助対象木造住宅の位置図
 - ウ 除却工事をする補助対象木造住宅の建設時期のわかる公的機関が発行した書類の写し
 - エ 除却工事をする補助対象木造住宅の耐震診断計算書の写し
 - オ 除却工事をする補助対象木造住宅の内容を示す平面図(カに掲げる写真の撮影位置を記入したもの)その他の図面

- カ 除却工事をする補助対象木造住宅の写真(外観4面、敷地内の建築物(倉庫、車庫等))
 - キ 除却工事をする補助対象木造住宅の内訳書の写し(建設会社等の押印のあるもの。)
 - ク 除却工事業者の建設業許可通知書又は解体工事業登録通知書の写し
 - ケ 登記簿(建物)の原本(申請書提出3ヶ月以内のものに限る。) 当該書類がない場合にあつては、固定資産税納税通知書の写し
 - コ 誓約書(様式第3号)
 - サ 住み替える住宅に耐震性があることを証明する書類(昭和56年5月以前に着手した建築物については、耐震性が確保されていることが確認できる書類)
 - シ 代理人による申請の場合にあつては、委任状(様式第5号)
 - ス 第6条第1項第2号に該当する場合にあつては、補助対象木造住宅の所有者と居住者の親族関係が分かる書類
 - セ その他市長が必要と認める書類
- (4) 建替え工事をする場合
- ア 事業計画書(様式第2号の4)
 - イ 建替え工事の住宅の位置図
 - ウ 建替え前の補助対象木造住宅の建設時期のわかる公的機関が発行した書類の写し
 - エ 建替え前の補助対象木造住宅の耐震診断計算書の写し
 - オ 建替え前の補助対象木造住宅の平面図(カに掲げる写真の撮影位置を記入したもの)その他の図面
 - カ 建替え前の補助対象木造住宅の写真(外観4面、敷地内の建築物(倉庫、車庫等))
 - キ 建替え工事の内容を示す平面図その他の図面
 - ク 建替え工事の内訳書の写し(建設会社等の押印のあるもの)
 - ケ 除却工事業者の建設業許可通知書又は解体工事業登録通知書の写し
 - コ 建替え前の補助対象木造住宅の登記簿(建物)の原本(申請書提出3ヶ月以内のものに限る。) 当該書類がない場合にあつては、固定資産税納税通知書の写し
 - サ 誓約書(様式第3号)
 - シ 建替え後の住宅の建築工事届の写し
 - ス 代理人による申請の場合にあつては、委任状(様式第5号)
 - セ 第6条第1項第2号に該当する場合にあつては、補助対象木造住宅の所有者と居住者の親族関係が分かる書類
 - ソ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第7号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 耐震診断士が工事監理をし、工事完了後に耐震補強設計の内容と相違ないことを確認証明す

ること。

- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならないこと。
- (4) 耐震補強設計が適正に行われていること。
- (5) 除却工事の実施後は、昭和 56 年6月1日以降に着工された住宅、耐震診断の結果、評点が 1.0 以上の住宅又は耐震診断改修工事を行った住宅に速やかに住み替えること。
- (6) 建替え工事の完了後は、建替えを行った住宅に速やかに住み替えること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(補助金の変更申請)

第 10 条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更 申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事をする場合 第7条第1号ア及びオからキまでに定める書類(変更箇所がわかるようにすること。)その他市長が必要と認める書類
 - (2) 段階的耐震改修工事をする場合 第7条第2号ア及びオからキまでに定める書類(変更箇所がわかるようにすること。)その他市長が必要と認める書類
 - (3) 除却工事をする場合 第7条第3号ア及びオからキまでに定める書類(変更箇所がわかるようにすること。)その他市長が必要と認める書類
 - (4) 建替え工事をする場合 第7条第4号ア及びオからクまでに定める書類(変更箇所がわかるようにすること。)その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の適否を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式第9号)によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止申請)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止申請書(様式第 10 号)に補助金等交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その理由を確認の上、補助金不交付決定通知書(様式第 10 号の2)により補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(耐震補強設計の報告)

第 12 条 補助事業者は、耐震補強設計が完了したときは、工事着手の2週間前までに耐震補強設計報告書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による耐震補強設計報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と確認したときは耐震補強設計確認通知書(様式第 12 号)により補助事業者に通知するものとする。なお、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の契約締結は、当該耐震補強設計確認通知書を受領した後でなければならない。

(中間検査)

第13条 補助事業者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工後、視認可能な時点で達したときは、中間検査申請書(様式第13号)に係る書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、当該検査は、施工現場に市の担当職員が立ち会って、補助の対象となる施工の確認を行うものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第14号)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事をした場合

- ア 事業実施報告書(様式第15号)
- イ 耐震改修工事請負契約書の写し
- ウ 耐震改修工事費用の領収書の写し
- エ 耐震改修工事をした補助対象木造住宅の平面図(オに掲げる写真の撮影位置を記入したもの)
- オ 耐震改修工事箇所全ての写真(施工前、施工中、施工後)
- カ 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 段階的耐震改修工事をした場合

- ア 事業実施報告書(様式第15号の2)
- イ 段階的耐震改修工事請負契約書の写し
- ウ 段階的耐震改修工事費用の領収書の写し
- エ 段階的耐震改修工事をした補助対象木造住宅の平面図(オに掲げる写真の撮影位置を記入したもの)
- オ 段階的耐震改修工事箇所全ての写真(施工前、施工中、施工後)
- カ 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 除却工事をした場合

- ア 事業実施報告書(様式第15号の3)
- イ 除却工事請負契約書の写し
- ウ 除却工事費用の領収書の写し
- エ 除却工事費の内訳書
- オ 除却工事の完了写真(施工前、施工中、施工後)
- カ 住み替えた居住地の住民票
- キ その他市長が必要と認める書類

(4) 建替え工事をした場合

- ア 事業実施報告書(様式第15号の4)

- イ 建替え工事請負契約書の写し
- ウ 建替え工事費用の領収書の写し
- エ 建替え工事費の内訳書
- オ 建替え工事の完了写真(施工前、施工中、施工後)
- カ 建て替えた居住地の住民票
- キ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第16号)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 この補助金は、前条に規定する確定通知を行った後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第18条 補助事業者は、補助金の受領を耐震改修工事、段階的耐震改修工事、除却工事又は建替え工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により補助金の交付を受けることができる。ただし、補助事業者が、当該工事に係る総事業費のうち、自己の負担に係る金額を超える額を、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事を行った者に対して支払っている場合は、代理受領によることができないものとする。

- 2 補助事業者は、代理受領による補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書に代理受領に関する委任状(様式第18号)を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、代理受領に関する委任状により受取人として指定された者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 28 年 10 月 31 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 22 日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の延岡市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱において、耐震改修設計まで完了し、耐震改修工事を行っていない住宅又は段階的耐震改修工事のうち二段階目の段階的耐震改修工事を行っていない住宅の木造住宅耐震改修事業に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は、令和元年度の予算に係る事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。